

## 公立陶生病院組合 公告

公立陶生病院建物統括管理業務委託に関する制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については次のとおりである。

平成30年2月7日

公立陶生病院組合  
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 業務委託名 公立陶生病院建物統括管理業務委託
  - (2) 業務場所 瀬戸市西追分町160番地、瀬戸市小金町10番地及び11番地
  - (3) 履行期間 平成30年5月1日から平成33年3月31日まで
  - (4) 業務概要 別添仕様書による
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 基本事項
    - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - ② 入札参加資格申請をする本店又は営業所等を愛知県内に設置している者であること。
    - ③ 公告日前日において平成28・29年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）の業務（大分類）「03：役務の提供等」、営業種目（中分類）「01：建物等各種施設管理」のうち下記の全てが登録されている者であること。

取扱内容（小分類）	取扱内容（細分類）
01：清掃	03：室内環境測定
02：機械設備保守点検	01：電気設備、02：冷暖房・空調設備、03：冷蔵・冷凍設備、04：ボイラー設備、05：エレベータ設備、06：エスカレータ設備、07：自動ドア、11：ポンプ設備、13：自家用電気工作物
04：消防設備保守点検	01：火災報知器、02：消火設備、03：非常通報装置
07：貯水槽等清掃・点検	01：貯水槽清掃、02：貯水槽保守点検

11：病害虫、ねずみ、蜂等駆除	01：建物病害虫駆除、02：樹木病害虫駆除、03：ねずみ駆除、05：害鳥駆除
13：警備・監視	01：施設警備

- ④ 公告の日から入札日までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要綱第3条による指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑦ その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者であること。

(2) 同種業務の実績

公告の日から過去5年間に愛知県内の300床以上の官公庁の病院において3年以上継続して、電気、空調等設備運転管理及び保守点検業務の受託実績を有すること。（共同企業体の構成員としての参加資格は参加資格実績にならない。）

(3) その他

- ① 労働者災害補償保険法に基づく労災保険対象となる従業員を200名以上雇用していること。
- ② 入札参加資格申請をする本店又は営業所等で ISO9001 及び ISO14001 の認証登録を受けていること。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格の適否については、平成30年2月19日（月）に資格確認申請者に対し、一般競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

- ① 資格確認申請書の提出期間  
平成30年2月7日（水）から平成30年2月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- ② 時間  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
- ③ 提出書類

資格確認申請書及び 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項の (1) ③、(2)、(3) ①及び②について明記した書類

提出場所

公立陶生病院 管財経理課 施設係

⑥ その他

(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しない。

4 仕様書のうち図面、別添資料（以下「設計図書等」という。）の閲覧・配布

下記の期間、設計図書等を閲覧に供する。また、資格確認申請書の提出時に申し出があった者に対して設計図書等を配布する。

(1) 閲覧・配布期間

平成30年2月7日（水）から平成30年2月13日（火）まで（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）

(2) 閲覧・配布時間

午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く）

(3) 閲覧・配布場所

公立陶生病院 管財経理課 施設係（閲覧・配布）

(4) 設計図書等に関する質問

設計図書等の質問は、公立陶生病院管財経理課施設係へ質問書を持参し提出すること。なお、質問が無い場合はその旨を記載したFAXを送ること。提出期限は平成30年2月20日（火）午後4時とする。

(5) 設計図書等に関する質問回答

平成30年2月23日（金）午後4時までに書面により回答をFAXにて送付する。

5 入札執行の日時

(1) 日時

平成30年3月1日（木） 午後1：30

(2) 場所

公立陶生病院 南棟5階 第1会議室

6 入札保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を平成30年2月28日（水）までに納めなければならない。

(2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- ① 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - ② 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 7 入札の執行
- (1) 入札書は本人又は確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。
  - (2) 入札回数は5回（再度入札は4回）とする。
  - (3) 一般競争入札参加資格を有する者が1人である場合又は入札に参加する者が2人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。
  - (4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を除く。）を入札書に記載すること。
  - (5) 業務委託費内訳書の提出は必要としない。
- 8 予定価格等
- 予定価格は公表しない。
- 9 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
  - (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
  - (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
  - (4) 入札書の入札金額を訂正している入札
  - (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
  - (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
  - (7) 記名押印のない入札
  - (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
  - (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札
- 10 落札者の決定
- 一般競争入札において、予定価格の制限内で最低の価格で入札した者を落札者とする。落札者となる者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 11 契約
- (1) 契約書作成の要否  
必要とする。
- 12 契約保証金

- (1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
  - ① 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ③ 契約の相手方が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### 1.3 支払条件

毎月支払（月末締め翌月支払）

### 1.4 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

### 1.5 問い合わせ先

公立陶生病院組合 管財経理課 施設係  
瀬戸市西追分町160番地  
電話 0561-82-5153（ダイヤルイン）

## 公立陶生病院建物統括管理業務委託仕様書

### 1. 目的

公立陶生病院の快適な病院環境の確保のため、統括管理・設備管理業務、警備業務を一括委託し、各業務間の連携を図ることで、安全かつ効率的な管理を行う。また予防保全を考慮して建物全体を適切に維持管理が出来るよう努めることを本業務の目的とする。

### 2. 委託期間

平成30年5月1日から平成33年3月31日まで。

### 3. 業務概要

#### ①統括管理・設備管理業務:

設備運転保守業務、電気設備、空調設備、給排水衛生設備、防災設備、その他法令点検業務、受託者自主点検及び管財経理課補助業務

#### ②警備業務:

院内警備業務、救命救急センター警備業務、駐車場管理業務

### 4. 受託者の責務

業務の遂行にあたっては、この仕様書の定めるところによるほか建設基準法、労働基準法、電気事業法(電気設備技術基準、保安規定)、消防法、大気汚染防止法、高圧ガス取締法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、警備業法、その他関係法令及び公立陶生病院消防計画を遵守すること。さらに以下に掲げる事項についてもその責務を果たすこと。

#### (統括管理業務)

① 受託者は、設備管理業務・警備業務を統括・管理し、安全かつ効率的な運営管理を行うこと。また病院施設担当者の補助を行い、予防保全に考慮して建物、施設全体を適切に維持管理出来るように努めること。

#### (設備管理業務)

- ① 受託者は、病院の用途や環境の変化に対応した適正な運転を行うこと。
- ② 受託者は、運転状態とその機能を監視し、とともに、事故の防止及び早期発見に努めること。
- ③ 受託者は、運転監視及び予防保全を行い、設備機能を最良の状態に維持すること。また、機能の劣化損傷等による事故発生を防止するとともに、設備の寿命を延ばす為の技術的努力を払うこと。
- ④ 受託者が、故障を発見した際は、一時対応(部材発注業務は除外)を実施し、部材取替業務を必要とする箇所を発見したときは、直ちに病院へ報告し、病院の運営に支障をきたさないよう努めること。
- ⑤ 営繕、労務作業を行い、施設全体を適切に維持管理出来るように努めること。

(警備業務)

- ① 受託者は、施設利用者および保管する財産を守ることを目的とし役務を提供することにより、安全と安心を与えること。
- ② 受託者は、業務遂行能力が十分であること。
- ③ 受託者は、規律観念と責任感が旺盛で礼儀正しく、見るからに警備業務に従事することが相応しい姿勢・態度・動作にあふれていること。

## 5. 統括責任者の配置

受託者は、受託者の社員のうちから、すべての業務について統括的な責任を有する者(以下「統括責任者」という。)を選任の上、院内に常駐させること。また、受託者は統括責任者が不在の場合に備え、その職務を代理する者を受託者の社員内から選任し、本院に届けること。尚、統括責任者は設備管理業務の現場責任者と兼務する。

## 6. 統括管理者及び設備管理責任者の義務

- (1)病院の特殊性を十分認識し、本業務を統括するに必要な知識、経験、資格を有する者で、病院ビル管理業務若しくは病院施設管理業務を5年以上実務経験者で、統括管理責任者等を1年以上経験があり、受託者の社員で配置すること。
- (2)従事者の労務管理、業務管理、業務連絡、緊急時の対応を行う。
- (3)業務別に年間、月間、週間の業務計画表を作成し、本院に提出すること。
- (4)各業務において必要なマニュアルを作成し、病院に提出すること。
- (5)管財経理課の補助を行い予防保全に考慮して建物、施設全体を適切に維持管理に努めること。

## 7. 再委託に関して

- (1) 業務受託者は、全業務を第三者に再委託してはならない。  
ただし、高度な専門知識、技能を必要とする業務に限りあらかじめ病院の承認を得たうえで、再委託することができる。
- (2) 業務受託者は、(1)のただし書きにより病院に承認を求める場合は、再委託先、再委託の内容、再委託の理由、そこに含まれる情報その他再委託先に対する管理方法等を文書で提出すること。
- (3) 業務受託者は、(1)のただし書きにより再委託する場合には、再業務受託者の当該事務に関する行為について、病院に対してすべての責任を負うものとする。
- (4) 業務受託者は、(1)のただし書きにより再委託する場合には、再業務受託者に対し、契約で定める事項を遵守させ、秘密保持誓約書を提出すること。
- (5) 業務受託者は、(4)により再業務受託者から提出された秘密保持誓約書を、病院に提出すること。

## 8. 委託業務内容

(統括管理・設備管理業務)

### (1) 業務内容

公立陶生病院の運転管理業務及び保守点検業務で、その業務内容等は「保守点検業務内訳書」による。

### (2) 業務提供場所

- ①名称 公立陶生病院、職員宿舎及び保育所
- ②所在地 瀬戸市追分町160番地及び瀬戸市小金町10、11番地
- ③規模

北棟(現南棟)SRC構造 地下1階、地上5階、塔屋2階

西棟 RC構造 地下1階、地上9階、塔屋2階

東棟 RC構造 地下1階、地上9階、塔屋2階

東駐車場 S構造 地上5階、塔屋1階

西駐車場 S構造 地上4階、塔屋1階

保育所 木造構造 地上1階

職員宿舎 RC構造 地上6階

中央棟(H30.10 解体予定)

SRC構造 地下1階、地上8階、塔屋1階

外来棟(H30.10 解体予定)

RC構造 地下1階、地上3階

#### 延べ床面積

北棟(現南棟)(12,037.69 m<sup>2</sup>)、西棟(18,156.11 m<sup>2</sup>)、東棟(35,979.35 m<sup>2</sup>)、

東駐車場(7,297.93 m<sup>2</sup>)、西駐車場(5,690.78 m<sup>2</sup>) 保育所、看護宿舎

(2,813.25 m<sup>2</sup>)、中央棟(22,228.66 m<sup>2</sup>)、外来棟(11,917.26 m<sup>2</sup>)

- ④用途: 総合病院

### (2). 業務時間

年中無休とし24時間常駐勤務とする。

### (3). 従事者の人員等

- ①受託者は、業務遂行に必要な人員を中央監視室に配置する。

(平日:5名、土日祝日:4名、但し宿直2名とする。)

- ②受託者は、業務責任者、副業務責任者及び従事者を定め、委託者に名簿を提出するものとする。

- ③従事者の3/4名以上及び業務責任者、副業務責任者は、入札公告日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がなければならない。直接的な雇用関係とは、入札参加者と配置予定従事者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在することを

いう。

- ④受託者は、施設に係る取扱者を法令に基づき選任し、選任者を病院へ報告し、各関係官公庁へ届出しなければならない。

(4). 従事者の資格

法定資格を要する業務には、当該法定資格取得者を従事させる。

(5). 法定技術者の選任

法定技術者等は、受託者の従業員から選任するものとし、次に掲げる資格を有する者とする。

- ① 第三種電気主任技術者の資格を有する者(1名以上)
- ② 第一種電気工事士の資格を有する者(1名以上)
- ③ 第二種電気工事士の資格を有する者(3名以上)
- ④ 一級ボイラー技士以上の資格を有する者(2名以上)
- ⑤ 二級ボイラー技士以上の資格を有する者(全員)
- ⑥ 乙種第4類危険物取扱者以上の資格を有する者(全員)
- ⑦ 建築物環境衛生管理技術者(2名以上)
- ⑧ 第三種冷凍機械責任者(3名以上)
- ⑨ 第一種冷媒フロン取扱技術者(1名以上)
- ⑩ 認定ホスピタルエンジニア(1名以上)

(6). 業務計画の提出

受託者は、契約締結後速やかに、設備管理計画(案)を作成し、委託者の承諾を得ること。

(7). 業務実施記録と報告

受託者は、業務の実施にあたって業務日誌等を作成・記録し、委託者に報告・承認をえるものとする。

(8). 経費区分

- ①中央監視室、同室の机、椅子、ロッカーは委託者で整備し、従事者は、業務に必要な限度において指定された施設設備を無償で使うことができる。この場合において従事者は善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
- ②業務に必要な電気、水道、ガスは委託者から無償で提供をうけることができる。なお、その使用に当たっては、節減に努めなければならない。
- ③交換部品、消耗品等の設備機器を運転及び管理する上で必要な物品は、委託者が支給又は負担する。
- ④業務上必要な工具、計測機器等については、委託者支給の物を使用する。
- ⑤上記1)～4)までに定めのない業務従事者の被服類等は受託者の負担とする。

(9). 危険防止の措置

- ①業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めなければならない。
- ②業務を行う場所若しくはその周辺に第三者がいる場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ、事故を防止しなければならない。また、必要に応じて、危険防止措置について施設係に報告しなければならない。

(10). 非常時の処置

火災、停電、その他災害が発生した場合速やかに委託者と協力し、次の措置をとるものとする。

- ①火災発生の場合は、防火管理者などの関係者に通報、消火栓ポンプ他消火設備の機能保持及び危険物・医療ガスの防護に努める。
- ②停電の場合は、直ちに必要な処置をとり原因究明にあたり安全保持に努める。
- ③断・浸水の場合は、直ちに必要な処置をとり原因究明にあたり受水槽、揚水ポンプ等の性能を安全に保持する。
- ④地震の場合は、地震の程度に応じて、事後速やかに各種設備機器の被害状況の把握と応急措置に努める。
- ⑤停電、断水、浸水等が予測される場合は、委託者と協議し、必要な措置を講ずる。

(11). 服務規律

- ①病院での業務に相応しい制服及び、氏名を記入した名札を着用し、被服等は清潔を保持し、全員が同種のもを着用するものとする。
- ②業務従事者は、言語、行動には十分注意し、患者、見舞客等病院利用者に不快感を与えることのないようにしなければならない。

(12). 除外業務

- ①清掃業務
- ②受付案内業務
- ③電話交換業務
- ④産業廃棄物、医療廃棄物処理業務
- ⑤その他、業務内訳書に記載のない業務

(13). 疑義

本仕様書に記載されていない事項で疑義を生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。

(警備業務)

(1). 警備区域

公立陶生病院及び公立陶生病院職員宿舎等(別図参照)

(2) 来院患者状況

外来患者数 約 1,500 人/日

駐車場利用台数 約 1,400 台/日

(3) 業務内容

警備業務の主な業務内容等は、以下のとおりである。ただし、主な業務内容であり、記載なき事項については、乙の責任において臨機応変に対応し、信義誠実に履行するものとする。

また、非常時・緊急時・荒天時等の際には院内警備、救命救急センター警備及び駐車場警備の要員は、連携を図り、これにあたらなければならない。

警備業務遂行にあたっては、隊長、副隊長を中心とした指揮命令系統を明確にすること。また、業務遂行時の責任者(以下「リーダー」とよぶ。以下同じ。)を明確にすること。

(院内警備)

- ① 院内、職員宿舎及び院内保育所の巡視は、別に定める場所を1日6回以行うものとする。
- ② 不審者を発見した時は、氏名及び要件等を確認し、必要に応じて身分証明書等の提示を求める等の適切な措置をとる。
- ③ 精神錯乱又は泥酔によって他人に迷惑をかける恐れのある者に対して、侵入を制止する等の適切な措置をとる。
- ④ 銃器、凶器及びその他不純物を持ち込もうとする者に対して、侵入を制止する等の適切な措置をとる。
- ⑤ 器材、器具及び材料等の搬入出をする者で不審と思われる点がある時は、持出証及び納品書又はこれに代わる証拠書類の提示を求め、現品と照合する等の適切な措置をとる。
- ⑥ 患者をはじめ来院者等が大声、罵声あるいは暴力等により診療に支障をきたす恐れがある場合、または他の患者などの迷惑となる場合等は、注意や制止などの適切な対応をとる。また、職員等や警備員の注意や制止などの指示に従わない患者又は患者家族等の付添人等がいた場合には、必要に応じて警察(110番)に連絡すること。危険度合いを判断のうえ、施設内に封じ込める等の措置を講じて警察への引渡しに協力するものとする。
- ⑦ 避難口及び誘導通路の障害物の点検及び確認をする。
- ⑧ 別図に定める出入口等鍵の開閉、廊下・待合・ホール・サイン灯の点灯及び消灯、エレベーター・エスカレータの起動及び停止を決められた時間に行う。
- ⑨ 防災受信盤の監視を行うと共に火災報知器等の警報発報時には、現場に急行し確認、適切な措置及び復旧を行い、必要に応じて管理者へ報告するものとする。防災受信盤の操作等及び非常時又は誤報時の院内への案内等を行うこと。
- ⑩ 院内各所に設置してある防犯ブザー、エレベーター及びトイレ内の呼出ブザー、その他の警報等のブザーが鳴動した際には、現場に急行し、現場確認、適切な措置及び復旧を行い、必要に応じ

て管理者へ報告するものとする。(これらの受信機が防災センター、警備員室に設置されている。)

- ⑪ 防災センターに保管してある院内の鍵及びカードキーの貸出等管理を行う。
- ⑫ 入退院案内に関する業務を行う。
- ⑬ 小包・書留等の受取り記帳及び本人への連絡に関する業務を行う。
- ⑭ 落し物・忘れ物の保管等に関する業務を行う。
- ⑮ 駐車違反車両の呼出、出入業者等への駐車カード貸出及び駐車料金の精算に関する業務を行う。
- ⑯ 駐車車両のライト消し忘れ等の呼出連絡に関する業務を行う。
- ⑰ 駐車券紛失時の駐車券再発行に関する業務を行う。
- ⑱ 降雪、豪雨等により駐車場の利用制限を必要とする際の対応を行う。  
(日中等は駐車場警備担当と連携を図る。)
- ⑲ 職員宿舎住人及び院内保育所から不審者等の通報があった場合、現場に急行し適切な措置をとる。
- ⑳ 職員宿舎の火災報知器、エレベーターの呼出、受水槽の警報等の連絡があった場合、現場に急行し確認、適切な措置及び復旧を行い、必要に応じて管理者へ報告するものとする。
- ㉑ 職員宿舎前駐車場における、違法駐車車両の確認をし、必要に応じて管理者へ報告するものとする。
- ㉒ その他(1)～(21)に付随又は関連する業務に関すること。

(救命救急センター警備)

- ① 救命救急センター及びその周辺の巡視を1日9回以上行うものとする。
- ② 救命救急センターの患者又は患者家族などの付添人等が、大声、罵声などによる「いやがらせ」や「おどし」あるいは暴力等により診療に支障をきたす恐れがある場合、または他の患者などの迷惑となる場合は、職員等からの依頼により、あるいは警備員の判断により医療者などの近くに控えて、すぐに対応できる体制をとること。また、職員等や警備員の注意や制止などの指示に従わない患者又は患者家族等の付添人等がいた場合には、必要に応じて警察(110番)に連絡すること。危険度合いを判断のうえ、施設内に封じ込める等の措置を講じて警察への引渡しに協力するものとする。
- ③ 不審者を発見した時は、氏名及び要件等を確認し、必要に応じて身分証明書等の提示を求める等の適切な措置をとる。
- ④ 精神錯乱又は泥酔によって他人に迷惑をかける恐れのある者に対して、侵入を制止する等の適切な措置をとる。
- ⑤ 銃器、凶器及びその他不純物を持ち込もうとする者に対して、侵入を制止する等の適切な措置をとる。
- ⑥ 器材、器具及び材料等の搬入出をする者で不審と思われる点がある時は、持出証及び納品書又はこれに代わる証拠書類の提示を求め、現品と照合する等の適切な措置をとる。

- ⑦ 避難口及び誘導通路の障害物の点検及び確認をする。
- ⑧ その他(1)～(7)に付随又は関連する業務に関すること。

(駐車場警備)

- ① 駐車場内にて車両の整理、円滑且つ安全な誘導を行い駐車場内での事故防止に努めること。
- ② 駐車場料金設備の現金回収、領収書回収、インクリボン等交換補充及びゲートバー破損時のバ  
ー交換等修理を行う。その際の消耗品等資機材は甲が支給する。
- ③ 病院に関係のない車両等を停車又は駐車する者を発見した時は、速やかに退去を求める。
- ④ 救急車両の誘導に関する業務を行う。
- ⑤ 駐車場内での事故等の連絡に関する業務を行う。
- ⑥ 介護タクシー利用者に対して、乗降場所の教示及び確保を行うこと。
- ⑦ タクシー及び自家用車による来院者に対して、必要な乗降介助を行うこと。
- ⑧ 身障者用駐車スペースに身障者専用カラーコーンを配置する。
- ⑨ 病院工事等に伴い、駐車場内に所要の場所が必要となった場合は、必要な資機材を使用して場  
所を確保すること。
- ⑩ 降雪、豪雨等により駐車場の利用制限を必要とする際の対応を行う。
- ⑪ 降雪時の除雪作業等を実施する。
- ⑫ 台風時のコーン・トラバー等の撤去及び復旧をする。
- ⑬ 駐車場利用台数の管理に関する業務を行う。
- ⑭ その他院内警備並びに駐車場警備に付随又は関連すること。
- ⑮ 警備員は反射ベストを着用し誘導棒を使用すること。

(4). 警備時間

院内警備	24時間(外来棟:防災センター)	2ポスト
※外来棟解体に伴い平成30年9月に北棟(現南棟)1階に新設される警備員室へ移転予定		
	24時間(西棟:救命救急センター)	1ポスト
救命救急センター警備	12時間(19:30～7:30)	1ポスト
	(20:30～8:30)	1ポスト
駐車場警備	平日(8:00～13:00)	6ポスト
駐車場設備等	西駐車場 291台(1F～4F、R階)	
	東駐車場 321台(1F～5F、R階)	
	中央棟、外来棟解体後の平面駐車場 250台予定(H31.9月竣工予定)	
	(臨時駐車場 34台…施錠・解錠のみ)	

※ 院内警備(24時間)は、仮眠時間帯も含め常時3名(外来棟2名、西棟1名)を配置すること。

※ 救命救急センター警備(12時間)は、巡視等の時間帯も1名は救命救急センターに在席していること。(20:30～7:30の間)

#### (5) 警備員控室

委託者(以下「甲」という。)側の指示する場所を無償で貸与する。これに要する光熱水費は委託者の負担とする。ただし、使用にあたっては電気・水道などの使用は必要最小限にし、節約を積極的に行うこと。

控室内の整理整頓及び清掃を行ない、常に清潔な環境を保つこと。また、火気等の取り扱いには十分注意を払うこと。

#### (6) 警備員

- ① 受託者(以下「乙」という。)は、警備責任者1名を選任し、甲に届けること。
- ② 警備責任者は、警備業法(昭和47年法律第117号)第22条第1項に定める警備員指導教育責任者資格者証取得者とする。
- ③ 本院に常駐する警備員の中から責任者(名称は問わず。この仕様書では「隊長」とする。以下同じ。)及びそれを補佐する者(名称は問わず。この仕様書では「副隊長」とする。以下同じ。)を指定し、その氏名等を甲に届けると共に警備に従事する者全員の氏名等を届けること。なお、警備員に異動が生じた場合は、その都度速やかに甲に届けること。
- ④ 甲から乙に対して、本院に常駐する警備員の入れ替えの指示をした場合には、速やかに対応すること。
- ⑤ 乙の都合により、本院に常駐する警備員の入れ替えを実施する場合は、事前に甲に報告等を実施すること。なお、本院に常駐する警備員の入れ替えを頻回に行うことのないよう人事管理等を綿密に行うこと。
- ⑥ 防災センター要員修了証又は自衛消防業務新規講習修了証所持者を常時1名以上配置すること。防災受信盤(本院の防災受信盤は「R」型受信機である。)の操作等が十分できる者を配置すること。
- ⑦ 救命救急センター警備要員は、防犯業務を主とするのに適した経験・年齢、体格及び防犯術を備えた者を配置すること。
- ⑧ 警備員は、乙指定の制服及び名札を着用すると共に常に清潔に留意し、身だしなみには努めて心掛けること。
- ⑨ 警備員は、言動に注意し、他の者に不快の念を与えないこと。
- ⑩ 警備員は、患者ならびにその家族について知り得たことをはじめ院内で知り得たこと等を他に漏らさないこと。また、金品物品の供与を受けてはならない。
- ⑪ 乙は、警備員全員の健康管理のために労働安全衛生規則等により年1回以上の健康診断を受けさせること。その費用は乙の負担とする。また、その結果の報告書を甲に提出すること。警備員に異動があった場合も同様に届けること。なお、健康診断の結果に異常のあった警備員に対しては再検査の実施や受診等を勧め、その結果を甲に報告すること。特に胸部X線写真による異常者については保健所からの指導もあるので、必ず実施すること。
- ⑫ 警備業務及び防犯・防災における、実践的な知識に関する教育とトレーニングならびに適切な警備技術等を身につける教育を実施すること。また、接遇等を含めた十分なマナー教育・訓練及び

個人情報保護などに関する教育・訓練も実施すること。

(ア) すべての警備員が質の高い均一な業務ができるように、また甲の特殊性を考慮に入れたマニュアル等を作成し、それに基づいた教育・訓練を実施すること。なお、マニュアル等は契約締結後速やかに甲に提出すること。マニュアル等に変更が生じる場合は、甲に提出すること。

(イ) 教育・訓練を実施した場合は、その都度、実施した日時・場所・内容・受講者名等を記載した報告書を作成し甲に提出すること。

#### (7)警備報告

- ① 警備報告書等(別紙1～6)を翌朝(翌日が土・日・祝日等の場合は、その翌日の朝)、甲に提出するものとする。提出する際は、隊長が警備業務全体をとりまとめた上で行うこと。ただし、勤務の都合上困難な場合は、副隊長またはリーダーが行うこと。
- ② 緊急時は、別に定める緊急連絡網により連絡するものとする。

#### (8)緊急事態発生時(予測時)の処理

- ① 火災発生の場合、初期消火作業を行うとともに、防災管理計画の組織に基づき通報等をするものとする。
- ② 不審者侵入の場合、侵入者を確認のうえ速やかに警察(110番)に連絡するとともに人相、着衣、年齢、身長及び体格などの特徴を記録するものとする。また、危険度合いを判断のうえ、施設内に封じ込める等の措置を講じて警察への引渡しに協力するものとする。
- ③ 災害の場合、障害物の排除、消防機関の誘導、その他病院の安全措置に協力するものとする。
- ④ 緊急事態発生の非常時の際には、院内警備、救命救急センター警備及び駐車警備の要員は、連携を図り、これにあたらなければならない。

#### (9)その他

この仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議を行ない定めることとする。